

ご案内

那医発第 66 号
令和 5 年 4 月 22 日

施設長 各位

那霸市医師会
会長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



全数届出の見直しに伴う発生届出対象外の方への対応について（廃止）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県より「全数届出の見直しに伴う発生届出対象外の方への対応について（廃止）」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那霸市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

・・・・・記・・・・・

事務連絡
令和 5 年 4 月 21 日

沖縄県医師会
各地区医師会
沖縄県病院事業局
各診療・検査医療機関
各保健所
各検査機関

御中

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

全数届出の見直しに伴う発生届出対象外の方への対応について（廃止）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜りありがとうございます。

さて、令和 4 年 9 月 12 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡により示された全数届出の見直しに伴い、沖縄県における対応として、令和 4 年 9 月 26 日付（令和 4 年 12 月 5 日一部改正）事務連絡において、発生届出対象外の方へ配付する診断結果通知様式（案内書）を通知していたところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症（COVID19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づける。」「位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施する。」とされました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって同案内書も廃止しますので、関係機関宛てに周知していただきますようお願ひいたします。

○概要

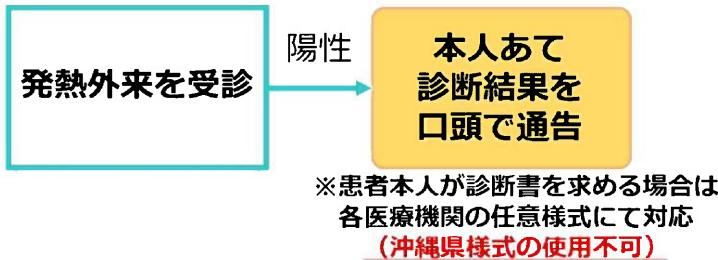
新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から五類感染症に位置づけられた場合、同日をもって案内書の配付対応終了。

(補足)

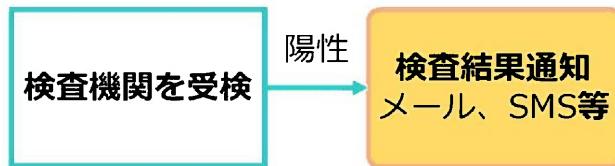
- ・感染症法上の位置づけ変更以降（令和 5 年 5 月 8 日予定）、検査料のうち、受診者の自己負担分は、受診者あて請求を行う（新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱い廃止）こととなりますので、そちらも遗漏の無いようご留意願います。

(別紙)

○新型コロナウイルス感染症と診断された方への対応フロー
医療機関等の例)



民間検査機関等の例)



(廃止する様式)

①様式1 (青色案内書)

「新型コロナウイルス感染症と診断された発生届出対象外の方への案内書」

新型コロナウイルス感染症と診断された発生届出対象外の方への案内書 (v221205)

本案内書は、**居住者登録の際に必要**となります。専用はできませんので、捨てずにお持ちください。

様 発症日： 年 月 日 診断日： 年 月 日

診断医療機関：

あなたは新型コロナウイルス感染症に罹患していると診断されました。
なお、発生前の届出対象外に該当しますので、**保健所及び医療機関から連絡はありません。**
「居住者登録のしおり」を参考にご自宅で保管していただきます。
生活支援等のサービスを希望される方は、

廃止

届出対象外の方（医師から発生届が出されない場合）
① 65歳未満の方、② 入院が必要な方、③ 重複登録のしおり

自宅療養中のしおり

発症期間や、ご自宅で過ごし頂く期間中の健康状況、注意事項等についてまとめておりますので、先ずはご確認ください。

自宅療養中の症状悪化時の相談先

自宅療養中に症状悪化した際は、以下へご相談ください。
9時～24時 ▶ 098-894-8291
音声ガイダンスに従い「1」を押してください
会話が苦しい場合は、担当（119）へご連絡ください。

医療証明書について

医療証明書は発行されません。本チラシは医療証明書の代替書類として利用できる場合があります。

居住者登録センターへの登録後に申請可能なサービス

① 宿泊施設への入所 ② 配食 ③ パリスオキシメーターの貸与 ④ 医療費公費負担

①～④は登録後に窓口で選択する方法により、別途、申請が必要です。
⑤は、登録前から、本チラシを窓口に提示することで利用可能ですが、必ず登録をお願いします。なお、登録後の確認に時間がかかることがあります。
※1：診断後の新型コロナウイルス感染症に係る医療

様式1 沖縄県

②様式2 (緑色案内書)

「新型コロナウイルスの検査を受検された方への案内書」

新型コロナウイルスの検査を受検された方への案内書 (v221205)

(医療機関（検査機関）記入欄)

様 受診医療機関（受検検査機関）：

発症日： 年 月 日 症体採取日（無症状の場合）： 年 月 日

（受検者記入欄）

診断日： 年 月 日 （医療機関又は検査機関から連絡のあった場合、診断日を確認し、ご記入ください）

診断結果：新型コロナウイルス感染症と診断されました。（記入欄）

上記より、新型コロナウイルス感染症と診断された方を希望される場合は、先ずは**保健所及び医療機関から連絡はありません。** なお、**保健所及び医療機関から連絡はある**

廃止

届出対象外の方（医師から発生届が出されない場合）
① 65歳未満の方、② 入院が必要な方、③ 重複登録のしおり

沖縄県居住者登録センターの窓口

以下のサービスを希望される方は、
居住者登録センターへご登録ください。
電話問い合わせ（9時～17時）▶ 098-894-8291
音声ガイダンスに従い「1」を押してください

居住者登録センターへの登録後に窓口で選択される情報及び申請可能なサービス

① 自宅療養のしおり ② 甲状腺機能の相談先
③ 宿泊施設への入所 ④ 配食 ⑤ パリスオキシメーターの貸与 ⑥ 医療費公費負担

⑦～⑩は登録後に窓口で選択する方法により、別途、申請が必要です。⑪は、登録前から、本チラシを窓口に提示することで利用可能ですが、必ず登録をお願いします。なお、登録後の確認に時間がかかることがあります。
※1：診断後の新型コロナウイルス感染症に係る医療

医療証明書は発行されません。本チラシは医療証明書の代替書類として利用できる場合があります。

様式2 沖縄県